

No 331

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

|       |                                |      |          |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 道路美化協力員活動                      | 開始年度 | 平成 17 年度 |
| 所属    | 街づくり支援部土木管理課監察指導係              | 種別   | —        |
| 所管課長  | 街づくり支援部土木管理課長                  |      |          |
| 基本政策  | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる |      |          |
| 政策名   | (2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる            |      |          |
| 施策名   | ② 地域特性を生かした魅力あるまち並み景観の形成       |      |          |

事業概要

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 区民等の協力を得て、違反広告物の除却及び放置自転車等の撤去通告を行うことにより、美観風致の維持と安全な歩行空間の確保を図り、区民の生活環境の向上に努めています。  |
| 事業の対象 | 違反広告物（張り紙、張り札、立て看板）の撤去通告<br>放置自転車等の撤去通告   |
| 事業の概要 | <p>公募により以下の資格要件を満たす人を道路美化協力員として5名以上のグループで登録してもらい、同協力員3名以上により違反広告物の除却や放置自転車等の撤去のため、警告書を貼付する活動をしています。</p> <p>資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内に居住し、勤務し、または在学している18歳以上の者であること。</li> <li>道路美化活動を積極的かつ継続的に行うことができること。</li> <li>道路美化活動に熱意を持ち、無償のボランティア活動であることを理解していること。</li> </ul> <p>道路美化協力員の委嘱及び活動報告の取りまとめ等については、各総合支所まちづくり係が行っています。</p> |
| 根拠法令等 | 港区道路美化協力員制度実施要綱、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例  |

事業の成果

| 指標     | 指標1    | 道路美化協力員登録者数（年度末現在） |       |        | 指標2    |      |    |        | 指標3    |      |    |     |
|--------|--------|--------------------|-------|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
|        |        | 当初予定               | 実績    | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率    |        | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|        | 平成28年度 | 400                | 343   | 85.8%  | 平成28年度 |      |    |        | 平成28年度 |      |    |     |
| 平成29年度 | 400    | 343                | 85.8% | 平成29年度 |        |      |    | 平成29年度 |        |      |    |     |
| 平成30年度 | 400    | —                  | —     | 平成30年度 |        | —    | —  | 平成30年度 |        | —    | —  |     |

指標から見た事業の成果

各総合支所ごとに活動のばらつきがあります。道路美化協力員の活動報告のほかに平成25年度から、各総合支所の業者委託業務に簡易除却を追加しています。  
※平成29年度実績20,614件

事業費の状況(単位：千円)

| 年度     | 予算状況  |      |       |      |    |     |    |      |      | 決算状況 |     |
|--------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
|        | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額  | 執行率 |
| 平成28年度 | 130   | 130  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 130  | 129  | 99% |
| 平成29年度 | 130   | 130  | 0     | 0    | 0  | 0   | 0  | 0    | 130  | 129  | 99% |
| 平成30年度 | 130   | 130  | 0     | 0    | 0  | 0   | —  | —    | —    | —    | —   |

事業費から見た事業の状況

—

| 事務事業を取り巻く状況等                        |   |
|-------------------------------------|---|
| 前回評価からの改善事項等<br>(付帯意見への対応等)         | —   |
| 区民ニーズや要望<br>(今後の需要見込み)              | いわゆるピンクチラシ、サラ金、不動産広告等の簡易除却、放置自転車対策を目的として始まった制度で、簡易除却により、貼り紙、貼り札が激減しましたが、繁華街を抱える地区においては 引続き放置自転車や違法広告物の撤去等のニーズがあります。   |
| 他団体等の取組状況<br>(類似事業の有無)              | ・各総合支所では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、環境美化啓発事業のため環境美化推進委員を委嘱し、地域の環境美化の推進活動に取り組んでいます。また、地区によっては生活安全・環境美化協議会による地元町会・自治会、商店会、企業及び警察等が参加する大規模なクリーンキャンペーンを行い、放置自転車・違法広告物の指導、警告等実施しています。放置自転車は各総合支所が、「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づき、業者委託等により警告、撤去、保管及び処分をしています。<br>・全国的にも、違反広告物（貼り紙・看板等）に対するボランティアによる同様な制度があります。 |
| コスト削減の<br>工夫・余地                     | 道路美化協力員は、無償のボランティアであり、予算化しているのは警告札の印刷経費だけでありコストを削減する余地はありません。   |
| 委託の有無                               | なし<br>一部委託<br>全部委託  |
| 委託の内容                               | —   |
| 委託等アウトソーシング<br>の余地・可能性<br>(委託なしの場合) | —   |
| 事業の課題                               | 道路美化協力員の登録者は、地元の町会・自治会及び商店会の関係者が多く、登録者数は微減しています。道路上の違法立て看板の除却等については、道路美化協力員の委嘱範囲を超えており、地域によるクリーンキャンペーン及びパトロール並びに区職員による指導、警告等実施していますが、繁華街を抱える地区では成果が不十分な現状があります。   |
| 次年度へ向けた<br>事務の改善点                   | 支所改革により各総合支所まちづくり課と役割分担について調整していきます。  |

| 一次評価（所管課による自己評価） |     |  |
|------------------|-----|--|
| 項目               | 評価※ | 評価の理由・コメント   |
| ① 事業継続の必要性       | 4   | 道路美化協力員、環境美化推進員はそれぞれの目的をもって地域のための活動を行っています。また、地域によっては、区、警察、地元の町会及び商店会等の関係者と合同で定期的にパトロールをして簡易な清掃、違反広告物・放置自転車等の指導、警告を行っています。違反広告物等への対応については、多数の要望が寄せられており今後も継続する必要があります。 |
| ② 事業の効果性         | 4   | 区民等による、道路美化協力員として地域のための自主的な活動は、地域の連帯を高めます。違反広告物等については減少している状況が見受けられます。   |
| ③ 事業の効率性         | 4   | 吸殻・空き缶等ごみの清掃を行っている環境美化推進委員と違反広告物・放置自転車等への警告を対象としている道路美化協力員とは、共に地域を巡回して行う点においては類似してはいるものの、活動内容には違いがあります。それぞれの活動は相互補完して成果を上げています。  |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

|  |   |
|--|---|
| 総合評価   | ○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合  |
| 所管課による<br>評価の理由<br>(事業に対する<br>取組方針)  | 道路美化協力員は、大きな繁華街を抱える芝・麻布・赤坂地区総合支所の3管内を中心に、それぞれ違反広告物・放置自転車等の減少を目的に活動しています。同じく道路を対象とした環境美化推進委員の活動もありますが、活動内容と目的が異なるため、今後も相互補完して事業を継続する必要があります。 |
| ※「拡充」「改善」<br>の場合は拡充・改善<br>する具体的な内容を記載<br>※「継続」の場合は継続<br>する具体的な理由を記載<br>※「統合」の場合は統合対<br>象事務事業名を記載 |   |